

福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市推奨品目育成支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の目的)

第2条 収益性の高い園芸を振興し、農業経営の複合化を図り、農業所得を向上させるため、地域ごとの特性に応じて選定した生産を推奨する園芸品目の生産振興に向け支援を行い、農業所得の向上と高品質な農産物を安定供給できる産地の形成及び維持・拡大を目指すことを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「生産推奨品目」とは、地域の特性に応じて選定した生産推奨する園芸品目をいう。

(対象品目及び対象事業)

第4条 本市の生産推奨品目は、別表第1に掲げる品目とし、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第2に掲げる事業とする。

(対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費および補助率は、別表第2に掲げるものとし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(実施計画書)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ十分に検討したうえ事業実施計画書(種苗支援事業の場合は様式第1-1号、市特産品生産特化事業の場合は様式第1-2号)を作成し、市長に提出するものとする。

2 市長は、提出された事業実施計画書を審査し、適当であると認めたとき、補助金交付内示(様式第2号)により、当該事業実施計画書を提出したものに通知する。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により、内示に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第1項による交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第 8 条 市長は、規則第 4 条の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、規則第 6 条の規定により補助金交付決定通知書（様式第 4 号（1））を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第 9 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容（軽微な変更は除く）又は補助金額の変更（軽微な配分の変更を除く。）を必要とする場合は、市長に福井市推奨品目育成支援事業変更承認申請書（様式第 5 号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の内容の変更等を承認したとき、又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第 4 号（2））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第 10 条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業中止又は廃止する場合は、市長に事業取下承認申請書（様式第 6 号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助事業の中止又は廃止を承認したとき、若しくは、承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書（様式第 4 号（3））をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着手報告書

補助事業の着手は、原則として要綱第 8 条の交付決定に基づき行うものとし、着手したときは、速やかにその旨を着手報告書（様式第 7 号）にて市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第 8 号）を市長に提出するものとし、補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(2) 契約顛末報告書

補助事業者は、請負入札(随意)後、契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第 9 号）により、市長に提出するものとする。

(3) 竣工届

補助事業者は、補助事業が竣工した場合には、速やかにその旨を竣工届（様式第 10 号）にて市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要がないと認められるときは、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(実績報告)

第 12 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、規則第 11 条の規定により、補助事業の完了もしくは廃止の承認を受けた日から起算して 1 月以内または年度内のいずれか早い日までに事業完了実績報告書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の事業実績書
 - (i) 種苗支援事業（様式第 11-1 号）
 - (ii) 市特産品生産特化事業（様式第 11-2 号）
- (2) 収支決算書
- 3 補助対象品目がオリーブ、モモ、イチジク、ウメの場合は、事業実施年度内に圃場への播種又は定植を完了することとし、毎年度、12 月末までに収穫物の販売が確認できるまで販売実績書（様式第 12 号）を作成し、市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第 13 条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第 12 条の規定により、交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 13 号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

（交付請求）

第 14 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 14 号）に交付決定通知書の写し、または補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（関係図書の保存）

第 15 条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から 5 年間保管しなければならない。

（雑則）

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、平成 31 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

品目区分	対象地域 (管内)	生産推奨品目名
福井市拡大支援品目	福井市内全域	(1) ショウガ (2) アスパラガス (3) カボチャ (4) キャベツ (5) ブロッコリー (6) トウモロコシ (7) 白ネギ (8) 金福すいか (9) きゃろふく (10) カーボロネロ (11) ブドウ(施設栽培) (12) オクラ (13) 銀福すいか (14) 小豆
地域支援品目	中央	(15) トマト (16) ホウレンソウ
	北部	(17) ホウレンソウ
	東部	(18) スイカ
	西部	(19) トマト (20) キュウリ (21) サツマイモ (22) オリーブ (23) モモ (24) イチジク
	美山	(25) コンニャク (26) 河内赤かぶら
	三里浜砂丘地	(27) ミディトマト (28) コカブ
	鷹巣地区	(29) ウメ
	麻生津 文殊	(30) ホウレンソウ (31) ミディトマト (32) ラッカセイ
	清水地区	(33) カリフラワー (34) レタス (35) 柿（塩柿） (36) 越前スイセン

別表第2（第4条、第5条関係）

※「農業者」は、農業に取り組む個人、法人、集落営農組織及びその他の営農集団とする。

事業種目		対象品目名	事業内容	補助事業者	補助対象となる経費	補助率
種 苗 支 援 事業	ブランド創 出特別品目 支援 ※西部地区、三 里浜砂丘地(福 井市白方町、石 新保町、石橋 町)、鷹巣地区 での作付に要 するものに限 る)	(22) オリーブ (23) モモ (24) イチジク	生産、販売 のための種 子播種、苗 定植	・生産、販売する農業者	・種苗費	1/2 以内
		(27) ミディトマト			・1 作あたり苗 800 本以上 (9 a 程度) の大 規模生産に取り組む際の種苗費	1/2 以内
					・500 本 (6 a 程度) 以上 800 本未満の作付 維持に取り組む際の種苗費	1/3 以内
					(29) ウメ	・種苗費
市特産品生産特化事業		(8) 金福すいか (13) 銀福すいか	栽 培 用 施 設の整備	・生産、販売する農業者	・栽培用施設の整備費 ※年 1 回は金福・銀福すいかの栽培に使用 するものに限る (パイプハウス、ハウス附帯設備、栽培 管理装置、客土、整地、抜根、防風施設、 定置配管、貯水槽、給水ポンプ、さく泉、 暗渠、明渠、暖房装置、融雪装置等)	1/3 以内

<採択基準>

- (1) 生産されたものは、市場・直売所等へ出荷することを前提とする。
- (2) 種苗支援事業で対象とする生産推奨品目の種苗数量は、県の栽培指針や種苗メーカーのカタログ等を根拠として栽培面積に応じた適正な数量であることとする。
- (3) 種苗支援事業において、農業協同組合（以下「農協」という）が農業者から事務手続きを委任されている場合、農協からの申請及び請求を農業者からのものとみなし、補助金を交付できるものとする。
- (4) 市特産品生産特化事業で整備・購入する設備・資材等は、年1回は金福・銀福すいかの栽培に使用するものに関し、対象とするハウス規模に応じた適正な規模・数量であることとする。（過大なものは認めない）

様式第 1-1 号 事業実施計画書
(事業実施主体→市)

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度福井市推奨品目育成支援事業実施計画書の提出について
(種苗支援事業)

年度において、下記のとおり福井市推奨品目育成支援事業（種苗支援事業）を実施したいので、福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、事業実施計画書を提出します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 生産推奨品目の生産出荷等の計画

地域名及び 生産推奨品目名				
年 項目	現在 ()	実施年 ()	現在 ()	実施年 ()
栽培面積(a)				
定植日または播種日	月 日	月 日	月 日	月 日
出荷時期	月 日	月 日	月 日	月 日
生産量(kg)				
出荷量(kg)				
販売金額(円)				
主な出荷先				

※収穫が年度をまたぐ作型、品目や収穫までに数年を要するオリーブ、モモ、イチジク、ウメについては、実施年の欄の出荷時期の欄以降に収穫が見込まれる年の計画を記入する。

(2) 生産推奨品目の整備・購入計画

事業内容	種苗量	単 価	事業費
※品目を記入する。		円	円

3 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業費の内訳

事業内容	総事業費	補助対象 事業費	補助金	負 担 区 分		備考
				市費	自己負担分	
	円	円	円	円	円	
合計						

5 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 作付図
- (3) 見積書およびカタログ
- (4) 生産者内訳（農協が事業実施主体の場合）

様式第 1-2 号 事業実施計画書
(事業実施主体→市)

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
事業実施主体名
代 表 者 名

年度福井市推奨品目育成支援事業実施計画書の提出について
(市特産品生産特化事業)

年度において、下記のとおり福井市推奨品目育成支援事業（市特産品生産特化事業）を実施したいので、福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、事業実施計画書を提出します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 生産推奨品目の生産出荷計画

地域名及び 生産推奨品目名						
年 項目	現在 ()	実施年 ()	3年後 ()	現在 ()	実施年 ()	3年後 ()
栽培面積(a)						
生産量(kg)						
出荷量(kg)または 出荷数(個)						
販売金額(千円)						
主な出荷先						

(2) 対象となる施設・機械等の整備計画

事業内容 (施設・機械等名、型式、能力等)	事業量	単 価	事業費
		円	円

3 事業実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 事業費の内訳

事業内容	総事業費	補助対象 事業費	補助金	負 担 区 分		備考
				市 費	自己負担分	
	円	円	円	円	円	
合計						

5 添付書類

- (1) 位置図 (3, 000分の1程度)
- (2) 現在の生産状況が確認できる資料(青色申告書等)
- (3) 施設・機械等の設計書または見積書およびカタログ
- (4) 施設・機械等の規模決定根拠
- (5) その他、市長が必要と認めたもの

様式第 2 号 補助金交付内示

第 年 月 日

様

福井市長

年度福井市推奨品目育成支援事業補助金交付内示について
(事業種目)

年 月 日付で提出のあった 年度福井市推奨品目育成支援事業実施計画書
については、内容等が適当と認められるため、これを承認し下記のとおり補助金交付額を
内示しますので、福井市補助金等交付規則第 3 条の規定及び福井市推奨品目育成支援事業
補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、補助金交付申請書を提出願います。なお、申請書
の提出期日は、 年 月 日と定めましたのでご了知願います。

記

事 業 名	総事業費	補助対象事業費	補助金交付内示額
年度 福井市推奨品目育成支援事業 (事業種目)	円	円	円

様式第 3 号 補助金交付申請書

第 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業補助金交付申請書
(事業種目)

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市補助金等交付規則第 3 条により、
円を交付されるよう申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容 (別紙)
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 完了予定年月日 年 月 日

(別紙)

事業内容

- 1 施行場所
- 2 事業量
- 3 総事業費
- 4 補助対象事業費

収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

様式第 4 号 (1) 補助金交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）補助金の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和 48 年福井市規則第 11 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第 6 条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

1 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付けで申請のあった 年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。

2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
（内補助対象事業費	円 ）
補助金の額	円

3 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付。以下「交付要綱」という。）第 5 条に定められた交付率を乗じて得た額又は 2 に掲げる補助金の額（変更された場合は、変更された額）のいずれか低い額とする。

4 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の補助金額の変更を必要とするとき。
- (2) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するとき。

5 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。

6 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第

179 号。以下「適正化法」という。)、同施行令 (昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。)、規則並びに次に掲げる要綱、その他関係通知及び通達 (以下「関係通達」という。) の定めるところに従わなければならない。

(1) 福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱

- 7 補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合には、見積合わせ等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合わせ、入札は下表を基準に実施することとする。

予定価格	方式	見積を徴する、若しくは入札を指名する業者数
おおむね 10 万円未満	見積合わせ	1 者以上
おおむね 50 万円未満	見積合わせ	原則として 2 者以上
おおむね 250 万円未満	見積合わせ	原則として 3 者以上
おおむね 250 万円以上	入札	原則として 3 者以上の指名競争入札

- 8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して 5 年間整備保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳 (様式第 15 号) 及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

- 9 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

- 10 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数に相当する期間内 (ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内) において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

- 11 補助事業者が前号により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部または一部を市に納入させることがある。

- 12 6 の法律、規則、要綱等または市の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

- 13 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、または効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

- 14 補助金交付の条件は、前記 4 から 13 に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 (補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除

できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するに当たっても同税額を減額して報告しなければならない。）。

ア 補助事業者は、事業実績報告（規則第 12 条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、事業実績報告書（様式第 11 号）の提出後に、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第 16 号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（2）市長は、前項の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第 12 条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

15 補助金等について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

様式第 4 号 (2) 補助金変更交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け福井市指令農第 号で申請のあった 年度福井市推奨品目
育成支援事業（事業種目）の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補
助金等交付規則（昭和 48 年福井市規則第 11 号）第 6 条の規定による 年 月 日
付け福井市指令農第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は 年 月 日
付け福井市指令農第 号で申請のあった 年度福井市推奨品目育成支援事業（事業
種目）とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
- | | |
|------------|----|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| （内補助対象基本額 | 円） |
| 補助金の額 | 円 |

様式第 4 号 (3) 補助金交付決定取消通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け福井市指令農第 号で申請のあった 年度福井市推奨品目
育成支援事業（事業種目）の取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助
金等交付規則（昭和 48 年福井市規則第 11 号）第 6 条の規定による 年 月 日付
け福井市指令農第 号の交付決定を取り消したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消理由 | |

第 年 月 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業変更承認申請書
(事業種目)

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度福井市
推奨品目育成支援事業（事業種目）を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交
付規則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 5 条の規定により承認を申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更計画及び変更経費の配分

第 年 月 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業取下承認申請書
(事業種目)

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度福井市
推奨品目育成支援事業（事業種目）を取下げたいので、福井市推奨品目育成支援事業補
助金交付要綱第 10 条の規定により承認を申請します。

記

1 取下げの理由

様式第 7 号 着手報告書

第 年 月 号 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業着手報告書
(事業種目)

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度福井市
推奨品目育成支援事業（事業種目）を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業指令前着手届
(事業種目)

年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

- 1 指令前着手理由
- 2 指令前着手に係る実施計画

(単位：円)

事業実施主体名	事業量	事業費	補助金	着手完了予定 年月日
				着手： 年 月 日 完了： 年 月 日

- 3 別記条件
 - (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担するものとする。
 - (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
 - (3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第9号 契約顛末報告書

第 年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業契約顛末報告書
(事業種目)

本年度に実施するみだしの事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

契約顚末報告書添付

年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）契約顚末報告書

（事業実施主体名）

地 区 名									
工種又は施設名									
契 約 の 方 法		指 名 競争入札・随契 一 般							
入 札 日 時		年 月 日 午 前 後 時							
入 札 場 所		福井市 町 字 番地							
執 行 者 職 氏 名									
入 札 立 会 人 氏 名									
入 札 価 格 等	請負入札に 附する価格	円				円			
	予 定 価 格	(円 %)				(円 %)			
落 札 価 格		(円 %)				(円 %)			
入 札 状 況	入 札 業 者 代 表 者 名	第 1 回	第 2 回		入 札 業 者 代 表 者 名	第 1 回	第 2 回		
		円	円			円	円		
契 約 の 状 況	契 約 者 住 所 氏 名								
	契 約 金 額	円				円			
	契 約 月 日								
入 札 差 金 額		円				円			

様式第 10 号 竣工届

第 年 月 日 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業竣工届
(事業種目)

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （または予定年月日）	
引き渡し年月日 （または予定日）	

注：必要に応じ、請負人等からの完了届、引渡届、出来高設計書等の写しを添付すること。

第 年 月 号

福井市長 様

住 所
氏 名

年度福井市推奨品目育成支援事業完了実績報告書
(事業種目)

年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金等の交付の決定を受けた
年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）を完了したので、福井市補助金等交付規
則(昭和 48 年福井市規則第 11 号)第 11 条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告し
ます

記

- 1 事業の効果
- 2 総事業費
補助対象事業費

3 着手年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

※ その他必要な書類(工事出来高設計書、図面等)は別に添付する。

収支決算書

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 額	本 予 算 額	比 較		説 明
			増	減	
市 補 助 金 等					
借 入 金					
地 元 負 担 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本 決 算 額	本 予 算 額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

様式第 11－1 号 事業実績書
(事業実施主体→市)

年度福井市推奨品目育成支援事業実績書
(種苗支援事業)

1. 事業実施主体名

2. 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業内容

(1) 生産推奨品目の生産出荷等の実績

地域名及び 生産推奨品目名				
年 項目	現在 ()	実施年 ()	現在 ()	実施年 ()
栽培面積(a)		()		()
定植日または播種日	月 日	(月 日) 月 日	月 日	(月 日) 月 日
出荷時期	月 日	(月 日) 月 日	月 日	(月 日) 月 日
生産量(kg)		()		()
出荷量(kg)		()		()
販売金額(円)		()		()
主な出荷先		()		()

※上段 () 内に計画、下段に実績を記載。

4. 経費内訳

地域名及び 生産推奨品目名	種苗量	金額（円）	備考
合 計			

5. 添付書類

- （１）出荷が確認できる資料（出荷伝票 等）
- （２）その他（市長）が必要と認めたもの

様式第 11-2 号 事業実績書
(事業実施主体→市)

年度福井市推奨品目育成支援事業実績書
(市特産品生産特化事業)

1. 事業実施主体名

2. 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日

3. 事業内容

(1) 生産推奨品目の生産出荷等の実績

地域名及び 生産推奨品目名				
年 項目	現在 ()	実施年 ()	現在 ()	実施年 ()
栽培面積(a)		()		()
生産量(kg)		()		()
出荷量(kg)または 出荷数(個)		()		()
販売金額(千円)		()		()
主な出荷先		()		()

※上段 () 内に計画、下段に実績を記載。

(2) 事業実績

別紙のとおり

4. 添付書類

- (1) 出荷が確認できる資料 (出荷伝票 等)
- (2) 支払いが確認できる資料 (領収書の写し、通帳の写し 等)
- (3) その他 (市長) が必要と認めたもの

(別紙)

事業実績

(単位：円)

地域名及び 生産推奨品目名	事業内容及び 事業量	工 期		総事業費 (A+B)	補助対象 事業費	補助金	事業費の負担区分	
		着 工 年月日	竣 工 年月日				市費 (A)	その他 (B)
				() 円	() 円	() 円	() 円	円
合 計				()	()	()		

※上段（ ）内に計画、下段に実績を記載。

様式第 12 号 販売実績報告書
(事業実施主体→市)

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
事業実施主体名

年度 福井市推奨品目育成支援事業販売実績報告書
(事業種目)

年度 福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）について、福井市推奨品目育成支援事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき別記のとおり報告します。

記

- 1 事業期間 年 月 日 ～ 年 月 日
2 生産推奨品目の生産出荷等の実績

地域名及び 生産推奨品目名	
販売年 項目	
栽培面積(a)	
出荷時期	月 日～月 日
生産量(kg)	
出荷量(kg)	
販売金額(千円)	
主な出荷先	

- 3 添付書類
(1) 出荷が確認できる資料（出荷伝票 等）

様式第 13 号 補助金額確定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度福井市推
奨品目育成支援事業（事業種目）補助金については、福井市補助金等交付規則（昭和 48
年福井市規則第 11 号）第 12 条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第 14 号 請求書

請 求 書

円

ただし、 年度福井市推奨品目育成支援事業（事業種目）補助金

補助金交付決定（確定）額	円
既交付額	円
今回請求額	円

上記のとおり補助金（概算・前払金）を請求します。

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名 印

添付書類
市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

振込金融 機関名	名称
	店名
種別	
番号	
口座名義 (カタカナ)	

様式第 15 号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名	地区			事業実施年度		年度		福井市役所農政企画課所管補助金			福井市推奨品目育成支援事業				
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造施設区分	施工箇所又は設置場所	事業量	着工年月日	竣工年月日	総事業費	負担区分		耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
									市費	その他					
	計														
	計														
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称または交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

様式第 16 号 消費税等相当額報告書

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

福井市長 様

氏 名
住 所

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度
福井市推奨品目育成支援事業について福井市補助金等交付規則第 5 条に基づき、下記のと
おり報告します。

記

1	福井市補助金等交付規則第 1 2 条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け農第 号による額の確定通知額)	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3	消費税および地方消費税の申告による確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4	補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。